

## 高知県学校安全総合支援事業 実施要領（県立学校用）

### 1 目的

学校安全の推進に関する国の施策の基本的方向と具体的な方策を示すため、「第2次学校安全の推進に関する計画」が平成29年3月24日に閣議決定された。本計画においては、学校管理下で発生する事故や犯罪被害、交通事故等は全体として減少しているものの、いまだ児童生徒等の安全が十分に確保されているとは言い難いため、児童生徒等を取り巻く多様な危険を的確に捉え、児童生徒等の発達段階や学校段階、地域特性に応じた取組を全ての学校種において推進する必要性が指摘されている。

また、家庭・地域との連携・協働をはじめ、学校安全の推進に関し、地域間・学校間・教職員間に差があるとともに、継続性が確保されていない状況が見られるという指摘があり、全ての学校において、質の高い学校安全の取組を推進することが求められている。

これらの課題解決に当たっては、これまでの事業等で蓄積した様々な先進事例も踏まえながら、学校種・地域の特性に応じた継続的で発展的な学校安全に係る取組を地域が一体となって進めることができる体制を構築することが必要である。

以上を踏まえ、県教育委員会を中心として、モデル地域内の学校で学校安全の組織的取組、外部専門家の活用、国私立を含む学校間の連携を促進し、モデル地域全体での学校安全推進体制を構築するとともに、県内へその仕組みを普及し、県内全域での学校安全の取組の推進を目指すものである。

### 2 事業の内容・方法

県教育委員会は、拠点となって他の学校の取組を牽引する学校（以下「拠点校」という。）を定め、モデルとなる地域（以下「モデル地域」という。）において、地域全体での学校安全推進体制を構築する。モデル地域における実践を通じて得られた体制構築の成果等については、県内の他地域にも普及し、県全体としての持続的な体制整備へと広げ、県内の全域において学校安全推進体制を構築する。

その際、モデル地域内の全ての学校に、学校安全の取組の中核となる教員（以下「学校安全担当教員」という。）を置き、各学校の取組の推進を牽引させる。その際、学校安全資料『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』（平成31年3月）や文部科学省が作成する学校安全に関するeラーニング教材を適宜活用させる。また、当該教員を通じて、モデル地域内の各学校の取組等を共有させる。また、資質能力向上の取組の一例として、災害時の学校支援に係る研修等の実施も検討すること。当該教員が研修及びモデル地域での実践において得られた成果等については、モデル地域内の各学校において共有させる。

このため、モデル地域で重点的に取り組む事業の内容と方法は、次のとおりとする。

#### 《事業の内容》

- (1) 高知県安全教育推進事業（防犯を含む生活安全、交通安全）
- (2) 高知県実践的防災教育推進事業（災害安全）

## 《事業の実施方法》

### ＜拠点校における取組＞

#### (1) 実践委員会の設置

拠点校は、事業の円滑な実施を図るため、拠点校の取組内容の検討、連携する近隣地域や同校種の学校（以下「連携校」という。）での実践の共有や検証、連携校との連携促進等について協議を行う「実践委員会」を設置すること。

実践委員会は、拠点校及び連携校の学校安全担当教員、警察署や大学等の関係機関、学識経験者、PTA関係者、自治会、学校安全に関する専門的な知見を有する学校安全アドバイザー、県教育委員会担当者等で構成すること。

#### (2) 専門的知見の活用

学校安全に関する取組の実施に当たっては、学校安全に関する有識者等（警察署や大学等の関係機関、学識経験者等）との連携を図り、学校安全に関する専門的知見を活用すること。

#### (3) 取組内容

##### ア カリキュラム・マネジメントの視点を踏まえた安全教育の充実

児童生徒等の安全に関する資質・能力を育むため、教科等横断的な視点での学校安全計画の改善を行う。学校安全計画に基づく系統的な安全教育を実施し、効果の検証を一連の取組として行う。

##### イ 組織的取組による安全管理の充実

教職員のみならず保護者、地域住民と危機管理マニュアルを共有するとともに、訓練等を踏まえ、適宜危機管理マニュアルの見直しを図る。

##### ウ セーフティプロモーションスクール等の先進事例を参考にした地域の学校安全関係者（有資格者等）、関係機関・団体との連携

地域特性等を適切に理解して、効果的な学校安全の取組を進める。

##### エ 大学や関係機関・団体、外部有識者による専門的知見の活用と指導助言

学校安全に関する専門的知見を活用し、学校安全に係る取組の向上を図る。

##### オ PDCAサイクルに基づく検証・改善

訓練等を踏まえた評価に基づく危機管理マニュアル及び学校安全計画についての見直し等を行い、学校安全に係る対策の改善・充実を図る。

##### カ 取組成果の普及・啓発

事業の実施に当たっては、事業目標を明確にした上で、成果指標を設定し、取組の成果について評価・分析をすること。

取組成果については、拠点校が設定する実践発表の機会や県教育委員会の主催する研修会での実践発表等において普及・啓発に努めるとともに、自校のホームページ等を通じて、積極的に情報発信を行う。

#### (4) 推進委員会への参加

事業の円滑な実施のため、事業の実施方針や普及計画の検討、情報共有、取組の検証等を行う、県教育委員会が設置する「推進委員会」に参加すること。

その際、事業計画や進捗状況、取組成果等を報告、発表すること。

#### (5) 事業に係る取組の情報提供

事業に係る取組や、連携校等における取組等の情報を、積極的に県教育委員会に提供すること。

特に、研修会や発表会、拠点校等における公開授業等の開催要項等は、当該実施日の2ヶ月前までに、県教育委員会まで提出すること。(文部科学省の学校安全ポータルサイト「文部科学省×学校安全」において開催情報を公開する予定)

#### (6) 研究成果の提供

事業における研究成果(成果物等)を、県教育委員会に提供すること。

### 3 事業実施期間

本事業の実施期間は、別に通知する。

### 4 手続

(1) 拠点校は、事業計画書(別紙様式1)及び事業経費の根拠資料を別に通知する期日までに学校安全対策課長に提出すること。

(2) 学校安全対策課長は、上記(1)により提出された事業計画書等の内容を審査し、適切であると認めた場合は、当該学校へ事業の実施について通知するとともに、事業の実施に係る経費を令達及び配分する。

### 5 事業計画の変更

(1) 提出した事業計画書を変更する必要があるときは、事前に学校安全対策課と協議のうえ、速やかに学校安全対策課長に事業変更計画書(別紙様式2)を提出すること。

(2) 学校安全対策課長は、上記(1)により提出された事業変更計画書等の内容を審査し、変更の可否について、当該学校へ通知する。

### 6 事業完了報告書の提出

事業が完了したときは、事業が完了した日から起算して10日以内又は当該年度の1月末日までのいずれか早い日までに、事業完了報告書(別紙様式3)及び支出を証する書類の写しを学校安全対策課長に提出しなければならない。

### 7 その他

(1) この要領に定めるもののほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別に定める。

(附則)

1. この要領は、令和2年3月4日から施行する。

(附則)

1. その要領は、令和3年3月4日から施行する。